

## - 勤務医の過重労働に対する厚労相の発言撤回、現状認識を求める -

平成19年3月27日

法 務 大 臣 殿  
厚 生 労 働 大 臣 殿  
新 宿 労 働 基 準 監 督 署 長 殿  
日 本 医 師 会 長 殿  
都 道 府 県 医 師 会 長 殿  
市 郡 地 区 医 師 会 長 殿  
報 道 機 関 の 長 殿  
各 病 院 長 殿  
関 係 各 位

広島県医師会長 碓井 静 照

### 声明文の送付について

このことについて、広島県医師会第35回常任理事会において、別紙の声明を採択しましたので、この声明文をお送りいたします。

### 声 明 文

広島県医師会常任理事会は、以下のことを声明します。

1999年、東京の小児科勤務医の中原利郎さんが過重労働とストレスのために自殺しました。小児科医の不足から月に8回もの宿直勤務や退職した同僚医師の補充などに対する心労に起因するものとし、東京地裁は本年3月14日、労災不支給処分を取り消し、労災と認定しました。彼の残された遺書からも過酷な労働環境が一人の前途ある小児科医を死へと追いやったのは間違いありません。

けなげにも父の跡を継ぐと小児科医を目指す娘さんや8年間労災認定を訴え続けてきた遺族をこれ以上悲しませないように、新宿労働基準監督署長、並びに上級省庁の法務省、厚生労働大臣や東京労働局長には、控訴を断念するように強く念願するものであります。

上述のように、勤務医の過重労働は小児科に限らず、産科などほかの多くの分野に及んでいます。過重労働しているのは勤務医だけではないという意見もありますが、32～36時間もの連続勤務、月に8回を超す当直勤務、しかも生命を取り扱うという仕事の性質上、このような過酷な勤務にもかかわらず、決してミスは許されず、万一ミスをした場合は訴訟と、場合によっては逮捕もあり得るといような仕事環境が、医療界以外にあるでしょうか。

また、去る3月6日の参議院予算委員会において、小池議員から勤務医の労働状況に関する質問が出されました。内容は「勤務医の90%は32時間以上の当直を含む連続勤務を月3回以上行っており、30%の勤務医は月に一度の休みも取れない状態にある」というものです。これに対して、柳澤厚生労働大臣は「勤務医の労働時間には休憩や研究の時間が入っている。実際には週48時間しか働いていない」と答弁しました。

現実には勤務医の過労死が問題になり、過重労働に耐えられなくなった勤務医の立ち去り型燃え尽き症候群の結果、病院勤務医が減少し、すでに産科医療は各地で崩壊し始めています。この厳しい現実を無視した大臣の発言の根拠はいったいどこにあるのでしょうか。勤務医の労働環境についてまったく現状把握ができていないとしかいいようがありません。

このような認識しか持っていない最高責任者によって医療行政が行われるならば、今後ますます病院医療は崩壊に向かって加速してゆくものと思います。

大臣発言の取り消しと勤務医労働環境への正しい現状把握、適切かつ迅速な対応をお願いするものであります。

平成19年3月27日

広島県医師会常任理事